



中村会計だより 3月号

中小企業の経営改善計画策定を支援します。

当事務所は「元気な会社のビジネスドクター」として、中小企業の健全な成長・発展と地域経済に貢献するために、TKC会員として「TKC経営改善計画作成支援サービス」を実施しています。

「48万1367件、12兆9882億円」—これは平成21年12月4日に施行された「中小企業円滑化法」に基づき、債務者の中小企業が金融機関に対し「返済条件の変更」を申請した件数と金額です。返済条件の変更とは、元本返済を一定期間据え置いてもらったり、返済期間を延長して毎月の返済額を減額してもらったりすることで、いわゆる「リスケジュールリング(通称リスケ)」のことを指します。以前はリスケを行えば、その債権は不良資産とみなされ、金融機関による格付けが下がっていました。

しかし20年11月に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」が改訂されたことによって、「(金融機関が貸出条件緩和を行っても)実現性の高い抜本的な経営改善計画書があれば、貸出条件緩和債権には該当しない(不良債権とはみなさない)」ということになっていました。

それが、今回、金融円滑化法の施行に併せて金融検査マニュアルも再度改訂され、「経営改善計画書を提出していなくても、**条件変更を実施した日から1年以内**に経営改善計画書を作成する見込みがあるときは条件緩和債権に当たらない」としたのです。そして、いよいよ**経営改善計画書の提出期限が差し迫ってきている**ということです。この経営改善計画書の作成を当事務所ではお手伝いさせていただきたいのです。

【サービス内容】

現状診断と5カ年予測

現状の正確な把握。過去5期分程度の財務諸表からビジネスモデルを見つめ直す作業を行います。

自社の強み・弱み・外部環境における機会・脅威などを分析して戦略を組み立てます。そして、この戦略を当事務所提供の「継続MAS」システムにより、向こう5カ年の「数字」に置き換え、予測損益計算書、予測貸借対照表、予測キャッシュフロー計算書などを作成します。



●平成23年度 税制改正のポイント

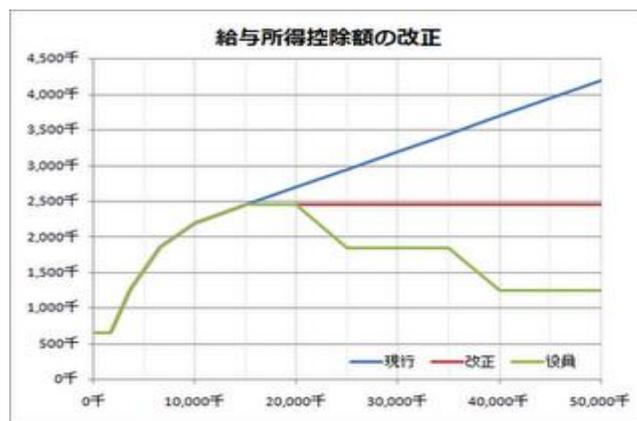
昨年の12月16日に、政府税制調査会から「平成23年度税制改正大綱」が発表されました。全体として「企業には減税を、金持ち個人には増税を」という流れになっています。今回は非常に気になる「個人の増税」の主な部分についてお伝えします。

※今回の内容は、国会を通過するまで正式な決定事項ではありません。今後の国会審議動向により内容が変更することがあります。

■給与所得控除の見直し

サラリーマン等の給与所得を計算する場合には、給与収入から給与所得控除というみなし経費を控除し、その差引きが給与所得として課税対象になります。現在の制度では、この給与所得控除は給与収入に比例して増えていくため、上限額がありません。しかし実際には給与収入に比例して経費が増え続けるというのは不自然なので、給与所得控除の計算方法について、上限額を設ける等見直しを行うことになりました。

控除額



年収

■成年扶養控除の見直し

平成23年1月から、すでに子ども手当の対象となる扶養親族が、扶養控除の適用対象外となる等の改正が始まっています。さらに今回改正により、成年扶養親族（扶養親族のうち年齢23歳以上70歳未満の者）も適用対象外になる場合があります（その年の合計所得金額が400万円を超える場合）。

■基礎控除の引き下げ

相続税については、現在亡くなられた方の約4%が課税されている状態です。地価下落等で財産自体が減っていることもあります。原因の1つに基礎控除の大きさが挙げられます。相続税の課税ベースを拡大するため、この基礎控除が、現在の60%に縮小されます。

改正前 $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

改正後 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$



■死亡保険金に係る非課税限度額の縮小

相続税には死亡保険金に係る非課税制度があります。現在は、相続人が死亡保険金を受け取っても、「 $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$ 」までは非課税となっています。改正により「法定相続人」の範囲が、「**未成年者、障害者または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者**」に限定されます。

※平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される予定です。